

令和元年秋の全国交通安全運動和歌山県推進要綱

1 目的

この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 期間

- (1) 運動期間：令和元年9月21日（土）から30日（月）までの10日間
- (2) 交通事故死ゼロを目指す日：9月30日（月）

3 主催

和歌山県・交通事故をなくする県民運動推進協議会

4 運動重点

- (1) 子供と高齢者の安全な通行の確保
- (2) 高齢運転者の交通事故防止
- (3) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- (4) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (5) 飲酒運転の根絶
- (6) 横断歩道における歩行者優先の徹底（地域重点）

5 運動重点に関する主な推進項目

- (1) 子供と高齢者の安全な通行の確保
 - ア 幼児・児童の交通事故防止のための実施内容
 - (ア) 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における幼児・児童の安全の確保
 - (イ) 安全に道路を通行することについての日常生活における保護者から幼児・児童への教育の促進
 - (イ) 高齢者の交通事故防止のための実施内容
 - (ア) 高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
 - (イ) 高齢歩行者の死亡事故の特徴（走行車両の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の実施
 - (2) 高齢運転者の交通事故防止
 - ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発
 - イ 自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（略称: サポカーS）の普及啓発
 - ウ 身体機能の低下等により安全な運転に不安のある運転者等に対する運転適性相談窓口の積極的な周知及び利用促進

- エ 運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進
- オ 70歳以上の運転者に対する高齢者マークの使用促進、高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底
- カ 高齢者の運転に関する家庭内での話し合いの促進
- (3) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ア 反射材用品等の着用の促進
- イ 自転車乗用中の交通事故防止のための実施内容
- (ア) 「自転車安全利用五則」を活用した自転車の通行ルール、前照灯の点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認等の交通ルール・マナーの周知徹底
- (イ) 二人乗り、並進、飲酒運転の禁止の徹底と、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底
- (ウ) 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用の徹底と、高齢者や中学・高校生等の自転車利用者に対するヘルメットの着用の促進
- (エ) 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と、幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進
- (オ) 自転車通行空間が整備された箇所における通行ルールの周知徹底
- (カ) 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入の促進
- ウ 自動車運転者に対する実施内容
- (ア) 夕暮れ時における自動車の前照灯の早め点灯の励行
- (イ) 夜間の対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの活用の励行
- (ウ) 横断歩道における歩行者優先の徹底と子供、高齢者、障害者等に対する思いやりのある運転の促進
- (エ) 運転中のスマートフォン等の操作等の禁止の徹底
- (4) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ア 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底
- イ シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進
- ウ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底
- エ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化
- (5) 飲酒運転の根絶
- ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じた、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
- イ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- ウ 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転をさせない運転者教育の推進
- エ 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施
- (6) 横断歩道における歩行者優先の徹底（地域重点）

- ア 車両は、横断歩道における横断歩行者優先のルールを遵守し、横断歩道を横断し、又は横断しようとする歩行者等がいるときは、当該横断歩道等の前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない等の交通ルールの周知徹底
- イ 歩行者は、横断歩道横断時に左右の安全確認を行い、横断する等の交通ルールの周知徹底

6 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、交通事故により、いまだ多くの人々が犠牲になり、あるいは心身に損傷を負っている厳しい交通事故情勢が県民に正しく理解・認識され、運動重点及び推進項目の趣旨が県民各層に定着して、県民一人一人が交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、以下の要領に従い効果的に運動を展開するものとする。

その際、交通事故被害者等の視点に配意するとともに、交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表するものとする。

さらに、交通安全に対する県民の更なる意識の向上を図り、県民一人一人が交通事故に注意して行動することにより、交通事故の発生を抑止することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

(1) 主催機関・団体における実施要領

ア 主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。

イ 主催機関・団体は、組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意・工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン、交通安全教材等の提供、被害者等の視点を取り入れた啓発活動、作文・標語等の募集と活用などの諸活動を開催し、又は支援するものとする。

ウ 主催機関・団体は、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、インターネット、携帯端末、ポスター、広報車等、各種の媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動を効果的に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の高揚を図るものとする。

エ 主催機関・団体は、所属の全職員に対し、本運動の趣旨を周知し、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するとともに、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配意をするものとする。

オ 県及び市町村は、以下のような諸活動を開催し、又は情報提供等の支援をするものとする。その際、民間団体及び交通ボランティア等との幅広い連携を図るとともに、高齢化が進む交通ボランティアの活性化と若者の交通安全意識の向上を図るため、運動への若者の参加促進に努めるものとする。

(ア) 地域、家庭等における活動

- a 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催
- b 住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による危険箇所の把握と解消
- c 家庭内での話し合い等を通じた交通安全意識の高揚、安全な交通行動の実践
- d 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する家庭訪問等による地域ぐるみでの交通安全指導の推進

(イ) 幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校等における活動

- a 子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による、歩行中の安

全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーの教育

b 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による子供の目線からの危険箇所の把握と解消

(ウ) 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動

a 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による、歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導

b 関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による、高齢者にとっての危険箇所の把握と解消

(エ) 職域における活動

a 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催

b 飲酒運転・無免許運転・危険 ドラッグを使用した上での運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知

c 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行

d 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

e 自転車利用者に対する交通ルールの遵守の徹底

f 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加

(2) 協賛団体における実施要領

協賛団体は、主催機関・団体を始め他の関係機関・団体等との連携を密にして、地域と一体となつた運動が展開されるよう上記(1)に準じ、組織の特性に応じた取組を推進するとともに、職員に対して本運動の趣旨等を周知し、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配意をするものとする。

7 効果評価の実施

主催機関・団体は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

8 未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策を踏まえた運動の推進

主催機関・団体は、本運動の実施に当たっては、「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」において決定された「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」の趣旨を踏まえ、未就学児を中心とした子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保に係る対策及び高齢運転者による交通事故防止対策が効果的に推進されるよう努めるものとする。

推進機関・団体		
和歌山県	市町村	和歌山県議会
和歌山県教育委員会	和歌山県公安委員会	和歌山県警察本部
近畿運輸局和歌山運輸支局	和歌山労働局	近畿地方整備局
和歌山県市長会	和歌山県市議会議長会	和歌山県町村会
和歌山県町村議會議長会	和歌山県市町村教育委員会連絡協議会	和歌山県高等学校長会
和歌山県中学校長会	和歌山県連合小学校長会	和歌山県公民館連絡協議会
和歌山県経営者協会	和歌山県青年団協議会	和歌山県P T A連合会
和歌山県高等学校 P T A連合会	和歌山県公立幼稚園・こども園長会	和歌山県私立幼稚園協会
和歌山県交通安全協会	和歌山県トラック協会	和歌山県タクシー協会
和歌山県バス協会	和歌山県自動車整備振興会	和歌山県自動車販売交通安全対策推進協議会
和歌山県自転車軽自動車 商業協同組合	西日本旅客鉄道株式会社 和歌山支社	南海電気鉄道株式会社 和歌山支社
有田鉄道株式会社	紀州鉄道株式会社	和歌山県建設業協会
和歌山県農協交通安全運動 推進協議会	和歌山砂利碎石 生産業協同組合	和歌山県保育所連合会
和歌山県高速道路 交通安全協議会	和歌山県指定自動車 教習所協会	和歌山県交通安全母の会 連絡協議会
和歌山県交通指導員会 連絡協議会	和歌山青年会議所	和歌山バス株式会社
西日本高速道路株式会社 関西支社和歌山高速道路事務所 軽自動車検査協会 和歌山事務所	自動車事故対策機構 和歌山支所	自動車安全運転センター 和歌山県事務所
和歌山県交通運輸産業 労働組合協議会	和歌山県軽自動車協会	和歌山県老人クラブ連合会
和歌山県交通遺児を 励ます会	和歌山県石油協同組合	和歌山県地域交通安全活動 推進委員連絡協議会
	和歌山電鐵株式会社	日本自動車連盟和歌山支部